

人・農地プラン

全国的に高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題がある今の農業。それらを解決していくため、各地域で「新規就農」「農地集積」などについて「人・農地プラン」を立て、取り組んでいくことに対して国の新たな支援がはじまります。それぞれの地域で、人と農地の未来について考えてみませんか。

☎産業課農業係 ☎ 985-4119

作成手順

1 地域の話し合いでスタート

- ①今後の中心となる農業者（農業法人、集落営農）はどこか
- ②中心となる農業者へどうやって農地を集めるか
- ③中心となる農業者とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方などを決めます。その話し合いをもとにして人・農地プランの原案を作成します。

2 検討会で決定

人・農地プランの原案作成後、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会が開催されます。

検討会の審査で適当と判断されたものが、人・農地プランとして決定されます。

人・農地プラン支援

人・農地プランに位置付けられると、農地を出すこと（利用権設定または農作業委託）や、新規就農者への充実した支援があります。

経営転換協力金

農地集積の協力者に給付します。

【貸付等を行う面積】	【交付単価】
0.5ha以下	: 30万円/戸
0.5ha超 2.0ha以下	: 50万円/戸
2.0ha超	: 70万円/戸

対象者

- 農業者戸別所得補償制度の加入者(加入見込含む)で以下の要件に該当する人
- ①土地利用型農業から経営転換する農業者
 - ②リタイヤ(離農)する農業者
 - ③農地の相続人

分散錯圃解消協力金

農地連担化の協力者に給付します。

【交付単価】5千円/10a

対象者

- 農業者戸別所得補償制度の加入者(加入見込含む)で以下の要件に該当する人
- ①中心となる農業者の経営耕地に隣接する農地の所有者
 - ②中心となる農業者の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

青年就農給付金(経営開始型)

農業を始めてから経営が安定するまでの人に給付します。

【給付額】150万円/年 (最長5年間)

対象者

- 以下の要件を全て満たす人
- ①原則45歳未満で独立・自営就農者
 - ②人・農地プランに位置付けられている(見込み可)
 - ③就農後の所得が250万円未満

スーパーL資金

当初5年間無利子化

対象者

- 人・農地プランに位置付けられた認定農業者